

「R4-8国営昭和記念公園運営維持管理業務 実施要項(案)等」に対する意見

		ご意見		回答
N0	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項 ○実施要項(案) p.3 1.1.3入園料等(1)入園料 ○実施要項(案)別紙資料 共通仕様書p.9 第12条開園日時等	無料入園日(春の都市緑化推進運動)について、実施要項(案)1.1.3入園料等(1)入園料では【期間中2日】、共通仕様書第12条開園日時等では【期間中1日】とされている。		ご意見を踏まえ、1.1.3入園料等(1)入園料の記載については、「無料入園日 春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】」へ修正します。
2	実施要項 ○実施要項(案) p.10 1.2.5 収益施設等設置管理 運営業務	「自主事業のうち、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、…飲食・物販施設等を新設し、管理運営することができる。」について、既に飲食・物販施設等を新設・管理運営を行っている者であることを考慮したうえで、審査・評価いただけるような措置を希望します。		この記載の有無によって優劣が付くわけでもないので原文のままとします。
3	実施要項 ○実施要項(案) p.10 1.2.5 収益施設等設置管理 運営業務 ○実施要項(案) p.40 5.1.3 加算点項目審査	実施要項(案)1.2.5収益施設等設置管理運営業務では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされ、実施要項(案)10)自主事業の提案では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされているが、実施要項(案)10)自主事業の提案については、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。		ご意見を踏まえ、5.1.3加算点項目審査については、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」へ修正します。
4	実施要項 ○実施要項(案) p.10 1.2.5 収益施設等設置管理 運営業務	「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」については、「～利益の一部～」と記載していただきたい。		ご意見を踏まえ、1.2.5 収益施設等設置管理運営業務については、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、利益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」へ修正します。
5	実施要項 ○実施要項(案) p.13 1.3.1 包括的な質の設定	表4の注釈「※5：展示・体験プログラムの開催回数とは…「展示」又は「30人程度以上/日の公園利用者が参加する体験型」…」については、設定人数は15～20人程度が適当ではないでしょうか。		「多様な利用プログラムの提供」に関する包括的な質については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う利用プログラムの実施形態の変化等を踏まえ、目標値を、現行30人程度以上/回から変更し、1日で複数回実施し、累計参加人数が30人程度を超える場合も回数に含めることとしています。このため、原文のままとします。
6	実施要項 ○実施要項(案) p.20 1.3.6 費用負担等に関する その他の留意事項	表6の物価変動の「ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」の物価変動の指標をお示しいただきたい。		物価変動の指標については、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。ただし、詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
7	実施要項 ○実施要項(案) p.16 1.3.4 モニタリング方法	モニタリング調査について、実施回数、取得場所、サンプル数等は、現行業務に比して減少していますが、現行水準を維持していただきたい。		モニタリング調査については、これまでの全国のモニタリング調査結果を踏まえた結果、次期からは実施要項に示す実施回数等で問題ないと判断しています。ただし、ご意見を踏まえ、1.3.4 モニタリング方法に「調査実施月日については業務開始後協議する。」を追記します。

「R4-8国営昭和記念公園運営維持管理業務 実施要項(案)等」に対する意見

		ご意見		回答
N0	要項案における該当箇所	ご意見		
8	別紙資料 ○実施要項(案) p.30 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件 ○実施要項(案) 別紙資料 別紙410 (提出様式1-5-1) 業務実施体制	実施要項(案) 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件の実施体制の「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」とされ、実施要項(案) 別紙資料 別紙410 (提出様式1-5-1) 業務実施体制の注釈「※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任とする。」とされている。		ご意見を踏まえ、(提出様式1-5-1) 業務実施体制の注釈については、「※総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」へ修正します。
9	実施要項 ○実施要項(案) p.33 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール(予定)	④申請書類の受付期間の「令和4年6月上旬」については、「令和4年6月中旬」としていただきたい。		ご意見を踏まえ、「令和4年6月上旬」については、「令和4年6月中旬」に修正します。
10	実施要項 ○実施要項(案) p.36 4.2.3 企画書の内容	②企画提案の「なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。」については、「実施の目安とし協議のうえで、実施時期を確定」させることを明記していただきたい。		企画提案については、実施時期を定めて提案いただく必要があると考えています。 このため、原文のままとします。 ただし、事業者の責に帰すことが出来ない事由により実施時期の変更を行う必要がある場合は、関東地方整備局と協議し、対応することとします。
11	別紙資料 ○実施要項(案) p.39 5.1.3 加算点項目審査 ○実施要項(案) 別紙資料 別紙436 (提出様式2-2-5)	提案項目5) 多様な利用プログラムの提供では、「本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した利用プログラムの開催回数の目標を各年度設定の上、…」とされ、 5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案では、「イベント・行事等の種類・開催数、参加人数【数値目標】」とされているが、提出様式2-2-5において、下線部以外の項目の数値目標は不用と思われる。		多様な利用プログラムの提供の評価については、包括的な質としては開催数のみを設定していますが、企画提案においては開催数に加えて延べ参加人数の評価を行うことから、様式2-2-5において、利用プログラムの開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定することとしています。 なお、上記を踏まえ、様式2-2-5については表を修正します。
12	実施要項 ○実施要項(案) p.42 5.2.2 総合評価の方法	業務に対する認識の「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」については、様式1-6実施方針を指しているという理解でよいでしょうか。		ご意見を踏まえ、5.2.2 総合評価の方法に記載の『実施方針』については、『様式1-6実施方針』に修正します。
13	別紙資料 ○実施要項(案) 別紙資料 別紙45 個別仕様書【本業務全体の計画立案及びマネジメント】 第6条入園料等の徴収	8項について、「ただし、事業者の責によらない事故等により未収金等が生じた場合は、関東地方整備局と事業者との間で協議の上対処するものとする。」(第7条同様)を記していただきたい。		ご意見を踏まえ、個別仕様書第6条入園料等の徴収については、「13. 事業者の責によらない事故等により未収金等が生じた場合は、関東地方整備局と事業者の間で協議の上対処するものとする。」を追記します。
14	別紙資料 ○実施要項(案) 別紙資料 別紙64 個別仕様書【企画運営管理】第5.4条 夜間及び休園日警備	管理事務所の夜間警備の対応者や対応方法等をお示しいただきたい。		ご意見を踏まえ、第5.4条 夜間及び休園日警備については、『事業者は、開園時間外に記念館ロガードマンボックスにおいて有人警備(16時30分から翌9時00分まで)を行い、2回以上を基準としてみどりの文化ゾーン内における施設内及び周囲を巡回して火災・盗難等を警戒し、防止する。なお、巡回結果は警備日報(別添35「警備日報」)に記録する。』を追記します。
15	別紙資料 ○実施要項(案) 別紙資料 別紙66 個別仕様書【施設・設備運営管理】第4条 業務実施体制	「花みどり文化センターについては維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させることを目的とし、建築物環境衛生管理技術者を選任するものとする。」とあるが、国が建物の法定点検を実施するのであれば、当該技術者の配置はビル管理法に基づく管理及び点検に付随するものであり、当該技術者の選任及び届出は、国が行うべきと考えます。		法定点検は、国が年1回実施いたします。 ただし、当該施設は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく『特定建築物』に該当するため、建築物環境衛生管理技術者を選任する必要があることから、これを受託者において配置して頂くこととしています。 このため、原文のままとします。

「R4-8国営昭和記念公園運営維持管理業務 実施要項(案)等」に対する意見

		ご意見		回答
N0	要項案における該当箇所	ご意見		
16	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙100 個別仕様書【植物管理】第27条 管理水準	「草地刈込回数1回」について、現行業務では3つの区分(1~4回、5~6回、10回)で設定されていることから、同程度の施工回数を再検討いただきたい。		ご意見を踏まえ、個別仕様書【植物管理】第27条 管理水準に記載の刈り込み回数については削除し、表を修正します。
17	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙108 個別仕様書【植物管理】第55条 対象	リサイクル工について、個別仕様書等に業務の詳細を示していただきたい。		ご意見を踏まえ、内容を精査したところ、第55条と第56条で文言が異なっておりましたので、第55条に記載の『リサイクル工』については、第56条に記載に合わせ『堆肥工』に修正します。
18	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙146 収益施設等設置管理運営規定書 第47条 備品の取扱い	自転車購入に関する方針の「なお、TSマーク対象外の自転車については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新をする。」について、「購入後5年を経過した段階で随時新車に更新」ではなく、「専門業者等の点検により更新の必要が認められた車両に対し随時新車へ更新」としていただきたい。		ご意見を踏まえ、第47条 備品の取扱いについては、「なお、TSマーク対象外の自転車については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新を原則とし、5年を超えて使用する場合は専門事業者等により適切な点検を行うとともに、当該車両に起因する事故の補償は受託者の責とする。」へ修正します。
19	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙415 (提出様式1-6)実施方針 ○実施要項(案)別紙資料別紙430 申請書類における留意事項について ○実施要項(案)別紙資料別紙453 企画書の提案に関する注意事項 ○実施要項(案)別紙資料別紙457 (様式3-3) ○実施要項(案)別紙資料別紙471 (様式3-7)	上記ではそれぞれ該当する提出書類について「白黒片面印刷で提出すること」と示されていますが「カラー片面印刷で提出」も可としていただきたい。		ご意見を踏まえ、別紙資料の該当箇所に記載の「白黒片面印刷」については、「白黒またはカラー片面印刷」と修正します。
20	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙436 (提出様式2-2-5)	企画提案項目の指定である「花みどり文化センターの展示」、「花木園展示棟等の展示」について実施場所の指定は不要ではないでしょうか。		「花みどり文化センターの展示」については、当該施設の特性を考え提案を求めることとします。 なお、ご意見を踏まえ、(提出様式2-2-5)に記載の「花木園展示棟等の展示」については、「その他園内の各種施設での展示」と修正します。
21	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙442 (提出様式2-2-11) 11)収益施設の運営に関する提案 ○実施要項(案)別紙資料別紙457 (様式3-3)(2)収益施設の運営に関する提案	(提出様式2-2-11)11)収益施設の運営に関する提案の※企画提案項目は、「1. 駐車場、2. サイクリング施設、3. 飲食施設、4. パーベキューガーデン」とされ、(様式3-3)(2)収益施設の運営に関する提案の※企画提案項目は、「1. 駐車場、2. 飲食施設、3. 物販施設、4. パーベキューガーデン」とされている。		ご意見を踏まえ、(様式3-3)(2)収益施設の運営に関する提案の※企画提案項目に記載の「1. 駐車場、2. 飲食施設、3. 物販施設、4. パーベキューガーデン」については、「1. 駐車場、2. サイクリング施設、3. 飲食施設、4. パーベキューガーデン」へ修正します。

「R4-8国営昭和記念公園運営維持管理業務 実施要項(案)等」に対する意見

		ご意見		回答
N0	要項案における該当箇所	ご意見		
22	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙459(様式3-4-2) ○実施要項(案)別紙資料別紙463(様式3-4-6)	「※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」について、「料金」は不可とする対象から外すべきではないでしょうか。		ご意見を踏まえ、(様式3-4-2)及び(様式3-4-6)に記載の「※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」については、「※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。」に修正します。